

平成 18 年 9 月

# 太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 18 年 9 月 11 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

[平成18年太宰府市議会第3回(9月)定例会 建設経済常任委員会]

平成18年9月11日

午前10時00分

於 第2委員会室

- 日程第1 議案第91号 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第92号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第97号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

## 2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	佐伯 修 議員	副委員長	不老 光 幸 議員
委員	中林 宗 樹 議員	委員	大田 勝 義 議員
〃	清水 章 一 議員	〃	田川 武 茂 議員
〃	村山 弘 行 議員		

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

地域振興部長	松田 幸 夫	建設部長	富田 讓
上下水道部長	古川 泰 博	建設課長	西山 源 次
まちづくり技術 開発課長	大江田 洋	まちづくり企画課長	神原 稔
用地課長	陶山 清	産業・交通課長	山田 純 裕
上下水道課長	宮原 勝 美	施設課長	轟 満
観光課長 兼太宰府館長	木村 甚 治	建設課 区画整理担当課長	大内田 博

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	白石 純 一
議事課長	田中 利 雄
書記	伊藤 剛

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 皆さんおはようございます。

本日1名の傍聴許可をしておりますのでご報告申し上げます。傍聴される方はお手元の傍聴の際の注意事項をお守り下さい。また、委員会の途中での入退室は議事の進行に支障をきたしますのご遠慮ください。この委員会室での傍聴者は6名までです。傍聴の受け付けをされていても途中退席された場合、その他に傍聴を希望される方がいらっしゃれば、その方を優先いたします。その場合は入室できないこともありますのでご了承ください。

また、議案内容によっては討論、採決時に一時退席を願うことがありますのでご理解の上、ご協力をよろしくお願い致します。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

当委員会に付託されております案件は条例の一部改正2件、補正予算2件です。

なお、当委員会に要望書が1件送付されております。

審査の順序はお手元に配布しております日程の順とします。

ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議案第91号 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について**

○委員長（佐伯 修委員） 日程第1、議案第91号、太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案についての新旧対照表は6ページに掲載されております。

それでは執行部の補足説明をお願いします。

施設課長。

○施設課長（轟 満） 議案第91号及び議案第92号の2件につきましては関連がありますので、説明だけ一括してさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（佐伯 修委員） はい、よろしいです。

どうぞ。

○施設課長（轟 満） まず、議案第91号、太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第92号、太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本市と筑紫野市は配水管が整備されていない用地内の一部地区について相互に給水するために給水協定を締結しております。そのことを条例の中に明記するようにと、平成17年11月8日筑紫野市への厚生労働省の立ち入り検査の中で指摘がありましたため、条例の一部を改正するものであります。

厚生労働省の見解としましては、水道法ではそれぞれが給水している地区については各水道

事業の給水条例等の中に相互に給水している区域を明確に規定するとともに、現在認可を受けている給水区域を変更する必要があるとのことであります。

そこで今回、改正する主な改正点につきましてですが、議案第91号、太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例、第2条第2項に筑紫野市内の一部という表現を挿入いたします。また、議案第92号の方につきましては太宰府市水道事業給水条例、第2条の給水区域の中に、杉塚六丁目、杉塚七丁目、二日市北二丁目、二日市中央六丁目、大字阿志木を新たに挿入するものであります。ちなみに平成17年度末に太宰府市から筑紫野市へは50軒、筑紫野市から太宰府市が48軒、それぞれ相互に給水しております。なお、筑紫野市においても本市と同様に9月議会におきまして、本市の梅ヶ丘、梅香苑、都府楼南、高雄、朱雀を給水区域に入れる条例の改正を提案しております。

よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 太宰府市水道事業給水区域ですけども、梅香苑、梅ヶ丘、都府楼南は現行では全域の部分と書いてありましたけども、改正では一部の方になっておりますけども、これはどういうふうかご説明をお願いします。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） 先ほど若干申し上げましたが、梅香苑については現在の条例の中では全て給水する区域です。ただ、現実的には一部分筑紫野市から給水を受けております。それで今回改正の中で一部という表現に変えています。ただ筑紫野市の条例の中では逆に太宰府市の梅香苑地区を給水するという条例改正案が提案されております。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） もう一つですけども、一部の部分に御笠地区が載っていますけども、今年の6月頃に御笠五丁目ですかね、通称万葉台の地域住民から給水依頼の要望が出ていると思うんですけども、これについては将来的にはどういうふうと考えてありますか。わかればお願いします。

○委員長（佐伯 修委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） 今ご質問がありましたように万葉台地区の方から現在給水願いが出ております。現在万葉台地区については給水区域外になっております。現在上下水道部内で万葉台地区の給水をどうするか、これについては今年度中に方針を決めたいと思っています。その方針決定の中で給水するという方向性が出れば、当然この条例の中での変更、それと水道事業の認可の変更等の事務手続きが出てくると思っています。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

- 委員（清水章一委員） 万葉台の件が出ましたので関連でお伺いしますが、要するに地元から要望書が出ているわけですね。
- 委員長（佐伯 修委員） 施設課長。
- 施設課長（轟 満） 万葉台地区の管理組合の代表者の方の連名で要望書が出ています。
- 委員長（佐伯 修委員） 清水委員。
- 委員（清水章一委員） いろんな方法があるかと思うんですが、まあ検討という形ですけども、私どもも是非そういう形でしてほしいという要望等は聞いておりますので、それを受けて検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。
- 委員長（佐伯 修委員） 田川委員。
- 委員（田川武茂委員） これは確かめたいんですけども、今朱雀二丁目の南体育館の前にマンションが建っておるわけですけど、そこは太宰府市から給水するのか、筑紫野市からの給水か、そこらを明確にしておきたいので、わかったらご回答を。
- 委員長（佐伯 修委員） 施設課長。
- 施設課長（轟 満） 今ご質問の建築中のマンションにつきましては筑紫野市からの給水でございます。
- 委員長（佐伯 修委員） そういうことです。よろしいですかね。
- 清水委員。
- 委員（清水章一委員） 本来の質問ですが、要するに厚生労働省から条例にきちんと載せなさいという指摘があったということですよ、筑紫野市に対して。そういうことで筑紫野市の方から連絡が来たかと思いますが、これはやっぱり給水区域が条例等にあるわけですが、要するに筑紫野市の市内に一部給水をお互いにしていきながら、現実的には条例には載せていなかったということがあるわけですけど、それは何か載せていなかった理由があるんですか。
- 委員長（佐伯 修委員） 施設課長。
- 施設課長（轟 満） 私どもも筑紫野市さんも水道法上の取り違いということで、今まで議会の承認をいただいて給水協定を相互に結んでおりました。その給水協定で相互に給水することについては法的に問題ないという判断にたっておりまして。ただ今回厚生労働省の方から水道法の見地からいけば明確に規定しなさいという指摘があったということです。
- 委員長（佐伯 修委員） 田川委員。
- 委員（田川武茂委員） これもお尋ねですけど、筑紫野市と太宰府市の料金が違うと思うんですよ、そうでしょう。だから太宰府市の場合は太宰府市の料金で筑紫野市に請求するのか、筑紫野市は筑紫野市の料金で太宰府市に請求するのか、そこら辺はどういうふうになっていますか。
- 委員長（佐伯 修委員） 施設課長。
- 施設課長（轟 満） 料金につきましてはですが、太宰府市の方が筑紫野市から給水を受ける場合につきましては筑紫野市の水道料金を筑紫野市に支払う形になっております。逆に筑紫野市の

方が太宰府市から給水する場合は太宰府市の水道料金を太宰府市の水道事業の方に納めてもらうようになっております。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号、太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第92号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第2、議案第92号、太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案についての新旧対照表は7ページから9ページに掲載されております。

なお、本議案についての説明は議案第91号の説明の中で関連があるとのことから先に説明があつておりますので、ここでの執行部説明は省略します。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号、太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第3、議案第93号、平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とします。

今回の当委員会所管分の補正については、補正予算書20ページから24ページにかけて掲載されております、歳出の8款2項3目240細目の通古賀地区都市再生整備事業についてのみで、この歳出に伴う財源として一般財源、国庫補助金、市債が歳入で補正されております。また市債の増額に伴い6ページで地方債補正として、道路橋梁事業債の限度額が変更されております。

それでは執行部から歳出、歳入、地方債補正を合わせて説明いただきたいと思います。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 今回の補正につきましては国庫補助の額が変更になりまして、その分につきまして工事、それから家屋補償費、用地費、それから設計委託料を変更しております。総額で1億3,445万円の補正を行うものでございます。内容につきましては家屋調査委託料250万円を減額しまして、設計管理等委託料を600万円増額、それで委託料として350万円の増額。それから工事請負費1億7,368万円を増額しております。それから公有財産購入費、これにつきましては直買で直接地権者から買うのではなく、一部につきましては22ページの方を見ていただきますと負担金、補助及び交付金の欄で公共施設管理者負担金ということで区画整理組合の方に公管金としてお金をお支払いし、用地を取得するために直買の方の7,435万円を減額しまして公管金の方で6,270万円を増額するものです。家屋移転補償費3,108万円を計上してございましたけども、補償の対象物件がどうしても話が見つからないということでこれを落としておりまして、そういう増減関係で工事費が1億7,368万円ということでやっております。歳入につきましては12ページの国庫支出金、補正額として5,700万円が今度余分に国庫から支出され、それから14ページの市債としまして6,410万円、6ページの地方債の補正といたしましては先ほどの額を補正しまして限度額を変更しております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） 先ほどのこの建物移転等補償で3,108万円減額になっていまして、話し合いが見つからないということで、立ち退きなのかよくわかりませんが、そういうことだろうと思うんですね。そういうことで事業への影響はあるのかないのかですね。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） まちづくり交付金による都市再生整備事業の中で区画整理としては直接影響がございませんけども、これは水城駅口無線と言いまして、落合橋から吉松をってJR水城駅の方に行くところの区画整理の直接の道路ではないんですけども、区

画整理でその辺を整備されるのにもなって道路用地を提供していただいている分なんですけど、そこに2件ですか、区画整理に参加していないご家庭がありまして、そちらの方を本来用地取得して整備することによって道路の整備がスムーズにいくのですけども、どうしてもそちらの方が区画整理に参入していないので、市の方で直接お話して購入するようにしてあげましたけども、なかなかちょっとお話がつきませんで、実際はそこだけ道路がちょっと狭い状態のまま一部残すと、これにつきましては次年度以降も鋭意お話に行ってですね協力していただけるように努力してまいりたいと思っています。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） この件については継続してねやるのか、もうだめですよと、一切できませんというふうなことなのか、これは1件分でしょ、これは。

（「2件分」と呼ぶ者あり）

2件分。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 2件なんですけど、1件が家屋まで掛かっておりまして、もう1件は玄関先が少々という形でございます。それでここの道路計画というのがちゃんとした、要するに水城駅口無線の道路整備計画というのがちゃんとした根底的なものがあって区画整理がなされるんじゃないなくて、区画整理がなされるからこの時期に広げておかなければどうしようもないということになり始めた関係上、その地権者の方からは計画もないのに俺のところには掛けるのかというようなお話も若干ありましたので、将来的な計画は持っているんですけども、今のところその整備、実際そこだけじゃなく杉塚の日通アパートの前からずうっとJR水城駅までの道路が非常に狭い中で、そこが区画整理がなされるということで協力をお願いした関係上、全体的な整備計画を持ってやってきている中で自分のところに掛けるのであれば協力もやぶさかでない、けども自分のところの周りが区画整理をしているから自分のところだけだということ非常に心外と言いますか、まあ、ご家庭の事情も若干ありましてお話が前に進まなかったという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 内容は少しわかってきたんですけど、この水城駅口無線、この道路については非常に重要なところですよ。やっぱり区画整理して周辺も整備されるし、道路だけが昔のままじゃ、これじゃやっぱりちょっと市民が納得しないだろうと、行政がもっと譲歩してこれはなんで整備しなかったのかと、これはいつまでも後に残ると思うんですよ。だから今後やっぱり、区画整理で整備された後、完成した後にまた再度ね、これはやっぱり努力をして何とか買収できるように、道路が広がるように、そうしてもらいたいと。やっぱり吉松、大佐野あたりの地域の方がこれは念願していると思うんですよ。だからそういうふうな方向でひとつ、これでもう打ち切るんじゃないでして継続して努力されるべきじゃないかなと私は痛感



するわけですが、その辺についてどういうふうに、これでだめだと、もう絶対だめだというお考えなのか、継続してやろうという意思があるのかなのか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 今課長が申したことに間違いはございませんけども、そもそも吉松東区の区画整理をするときに区画整理側の方からお誘い、今度の区画整理事業にということでお話はあっておったんですけども、結果的に対象敷地内には入らないということで、市の方が今申しましたように、市のまちづくり再生事業というのを合わせてやっておりますけども、その中でやっていこうということで今回当初予算を計上しておったということで、結果的に了解を取れなかったんですけども、将来的にあの道をやるということは間違いございません。で、タイミングを見てその時期には、基本的には今言った道路計画を示してですね、ご協力をいただくということになろうかと思えます。ですから今年だめで来年というわけにはまいりませんが、将来の道路計画の時には是非ともそういう議員さんがおっしゃるような形で進めて協力を求めていきますのでよろしくお願ひします。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） これは今区画整理の最中なんですよ。だから今そういう話をやはり継続して、裏の方の土地を、要するに交換分合ですか、裏の方をその分だけ今の区画整理組合から確保して、そういう準備をしていたらね、ここはそういう話もやっぱりスムーズにいくんじゃないかなと思うんですけど。ただ取られっぱなしでね、後で外に家を建ててくださいじゃ、やっぱり敷地が50坪か何坪有るか知りませんが、それを取られて、道路の分だけ取られて、それで残ったところに家を建ててくださいじゃ、これはちょっとそういう部分が難しいじゃないかな。だから今のうちに裏の区画整理をしているところにその分の土地を確保するとか、そういう準備はお持ちじゃないとですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 今ちょうどその換地関係を組合の方でされているというふうに思います。市の方もちょうどその土地がちょっと斜めに入ったりしていますもんですから、今回はそのような形にいたしましても、今後その家の方と協議になりましようけども、そこら辺の裏の方の含みも持って区画整理組合の方と話しておりますので、なるだけ公共事業で願ひするということになりましようから、そここのところは負担の掛からないような形で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 今全体的な計画という話がありましたね。日通アパート、まあ水城小学校の通学路のところですね、非常に狭い、前から思っているわけですが、あの道路の拡幅のことを含めて、区画整理のことを含めての話だったんですが、将来的と言うけど将来的であるけど、将来的な展望というものはあるんでしょうか。将来は将来でしょうけども、いつの将来なのか、ただ将来では何年先の話しかわからんけど、どのような計画と申しますかね。ここで

は一般質問でも出ておるわけですが、筑紫野市との協議となると思うんですが、そういう話なんか少しは出ているのかなとも思ったりするんですけど、どうなっているんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 地域振興、都市計画の関係が出てくると思いますし、今議員さんから将来ということで展望はあるかということでございますけども、ＪＲ駅の構想がございまして、そういうことで整備しつつということで、あえて将来ということで、いつからかというのはございせんけども、そういう形に合わせて道路計画をしていくということで、答になりませんが、いつの将来かと、展望はあるかということですけども、そういうまちづくりをしますことから、最終的にしなくてはならないというふうに思っていますので、できるだけ見合うような財源というものを求めていってですね、作っていくということは間違いないというふうに思っています。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 今ＪＲ、ＪＲと言いはるけどね、ＪＲ駅を新設するのকাশないのかね、議長の話からするとやっぱり……

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員、ＪＲ駅のことにはちょっと方向が。

○委員（田川武茂委員） だから、関連してずうっと……

○委員長（佐伯 修委員） 通古賀地区の都市再生整備事業の補正予算についてですから。それは別でお願いします。

他にありませんか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） 説明の中で道路改良工事用地購入費が7,435万円の減額、そしてそのお金が公共施設管理者負担金の方に6,270万円、そういう形になりましたという説明だと思うんですが、これはそういう形になったのかなと思うんですが、なぜそうなったかという意味がよくわからないんですよ。それと金額が1,200万円くらい減っていますので、そうすることによって1,200万円減るのか、それとも先ほどの建物移転等の補償がなくなったので、この道路用地が必要なくなったということなのか、ちょっともう少し説明いただきますかね。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 金額的に7,435万円の減額と6,270万円の公共施設管理者負担金の増額ということになっています。ここで1,200万円ほど差が出ております。一部はその地権者のところの前の空地がございまして、そこを一部取得しようかということでちょっと工事をし購入費を残しております。それから後は工事の方に振り替えております。公管金になったというのは最初は下川原橋からずっと道路を新しく作りましたが、先日開通しました道路、あれについては当初区画整理というものがないので、地権者から直接購入しております。ここについても直接購入するということで用地購入費ということで上げてお

りましたけども、区画整理組合ができて区画整理との合意に達しましたので、これは区画整理で直接個人から買うことができませんので、区画整理組合に公管金という形でお金をお支払いするというので公管金の方に振り分けたということです。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） そうすると、区画整理組合が土地を買うような形になりますが、土地を買うものが当然鑑定とか評価とかするわけですが、そこはもう金額は決まっているんですか。これだけの土地を買いますよと、これは市が買うようにしていたけども区画整理組合ができたからその土地は区画整理組合で買いなさいよという話になっているのか、お金を渡したのでその買い方まで区画整理組合に任せるのか、その辺はどうなっているんですか。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 区画整理組合になっていますので土地の所有が個人の所有じゃないと、区画整理組合が全体的に持っているという形になりますので、今度は区画整理組合から個人ということじゃなくて、あくまで区画整理の関係は個人さんがその分が減っても換地ではその分が遡及しないような形、元の面積の形の中での換地となってきますので、地権者と区画整理組合での土地の売買というのはございません。とにかく区画整理組合から市の方にその分の土地を名義変更して入ってくるという形になります。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 先ほど国庫補助金が増額されたので、変わったのでこういう形になったという説明がありましたね。この国庫支出金が変わったというのは、これだけ5,700万円ですから、補正で増えているわけですね。国がまちづくり交付金として増やしてくれたという理解でいいのかですね。それと合わせてこの市債ですね、6,410万円、この市債に関しては、この償還は交付税の措置が何パーセントかあるわけですか。

○委員長（佐伯 修委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） はい、これは従前のおり国の方から今まで来ておった補助金を増額しますよと、これだけ使いなさいと、私もよくわかりませんが、実際他のところで配分しておったのが使いきらんとかいうのがあったんじゃないかと思うんですよ、県下にばらまいている分です。それでこれだけ余計使ってもいいですよという、当然これは次年度交付される分の前倒しみたいな形で来ていると思いますので、その分今年度やりなさいよということで来ましたので、国庫補助が増えた分に市債と一般財源を充当してやるものです。当然市債についても前と同じように交付税の対象になっていくという形になります。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

質疑がなければこれで審査を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号、平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)についての当委員会所管分についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第93号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時35分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第97号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

○委員長(佐伯 修委員) 日程第4、議案第97号、平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

それでは執行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長(宮原勝美) 下水道事業会計補正予算(第1号)の4ページをお開きください。

事項別明細書の方からご説明申し上げます。

今回の補正につきましては通古賀区画整理事業地内、要するに組合施行の通古賀土地区画整理事業地内に下水道管を新設する工事の分でございます。

当初18年度と19年度の2か年間で市の方で下水道管を新設する計画を持っておりまして、18年度については当初予算に計上しておりましたけど、実際に通古賀区画整理事業組合の方での工事とか始まりまして、造成工事、道路築造工事、あるいは水道管の敷設工事、水道管の敷設工事につきましては組合の方でされます。その辺のいろんな工事の方との円滑な遂行を行うために組合の方にこの下水道管新設工事を委託するようになりました。それで工事請負費から委託料の方に予算を組み替えるものが今回の主な補正であります。委託料としましては1億2,200万円、これは市の方で18年度、19年度の2か年間予定していましたが18年度、単年度で施工される予定でございます。その1億2,200万円を委託料の方に追加し、工事請負費の1億1,000万円を減額するものでございます。

なお、市の方で計画しておりました下水道管新設工事は18年度の予算としては7,300万円当初予算に計上しておりました。19年度の実施計画の中では6,000万円を予定しておりました。計1億3,300万円がこの区画整理地内での工事予定だったんですけど、今回組合の方に委託します1億2,200万円を今回予算計上いたしております。

これに伴いまして収入の方でございますが、この18年度、19年度の2か年間の分を1か年間

で組合の方に委託する関係上、この収入の方での公共下水道の事業債、企業債を4,650万円増額、追加するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） 工事請負費が実際市で直接やる場合は1億1,000万円、委託をした場合は1億2,200万円という今の説明だろうと思うんですが、なぜ委託の方がこれだけ増えたんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） もう一度説明申し上げます。18年度の当初予算では、18年度分の市の工事費として7,300万円を当初予算に計上しておりました。19年度の2か年間で行う予定でございましたので、19年度の実施計画で6,000万円こちらの方で予定しております。合計1億3,300万円を予定しておりましたけど、これを組合の方に委託する分で1億1,000万円減額し1億2,200万円18年度単年度のみ、2か年間の工事ではなくて18年度でやり遂げるという分での委託料の今回の計上でございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 今の説明は18年度で7,300万円の当初予算を組んでいたということ、そして19年度で6,000万円という話でしょ。それで合計が1億1,300万円と・・・

（「1億3,300万円」と呼ぶ者あり）

説明は1億1,300万円と言わなかったかな。

（「1億3,300万円」と呼ぶ者あり）

1億3,300万円と言ったの。1億1,300万円と聞こえたもんやから。ごめんなさい。そういうことだったら1億3,300万円が1億2,200万円になったということですね。わかりました。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですかね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号、平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、委員会所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきまして、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、及び委員の派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午前10時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成18年11月28日

建設経済常任委員会 委員長 佐 伯 修